

会員規約

平成28年 4月 1日

C-Trident への入会手続きをされる方は、次の会員規約を読み、全ての項目にご同意されたものとみなします。

第1章 総則

第1条 事業の名称及び事務局

本事業はC-Trident(以下「本C-Trident」とします)と称し、事務局を東京都港区南青山6-1-3 コレツィオオーネ3階 株式会社富士プロジェクト(以下「弊社」とします)内に置くものとします。

第2条 事業の運営主体

本C-Tridentの運営及び管理は弊社が行います。

第3条 事業の目的

本C-Tridentの事業は主として弊社が利用するスポーツ施設・競技場・その他の施設(以下「利用施設等」とします)において、会員がトライアスロンなどに関する練習及び競技の為にスポーツ教育に関するサービスを利用し、会員の心身の健康を鍛え、競技を楽しむことを目的とします。

第2章 会員

第4条 入会資格

本C-Tridentは、本C-Tridentの趣旨に賛同し、本規約を遵守でき、運動が可能な方を入会対象とします。

ただし、次の各項のいずれかに該当する方は、入会できません。

- (1) 刺青又は体表部に取り外しが容易でない装身具を常用している方
- (2) 暴力団構成員又は暴力団関係者
- (3) その他弊社が不適當であると認める方

第5条 入会手続

- 1 本C-Tridentに入会し、そのサービスを利用できるのは第8条に定める入会資格を充たす方であって、所定の手続によって入会を認めた方に限ります。
- 2 本C-Tridentのサービスを利用しようとする方はこの規約に同意して所定の手続きを経、

年会費を払込み、本C-Tridentの承諾を以て本C-Tridentの会員となることができます。

第6条 入会の不承諾

本C-Tridentは、次の各号のいずれかに該当する場合、入会を申し込んだ方の入会を承諾しないことがあります。

- (1) 規約に定める方法以外で入会の手続を行った場合
- (2) 過去にこの規約及び利用施設等の利用規約等に違反したことを理由に、弊社が退会処分に付した場合
- (3) この規約及び利用施設等の利用規約等を違反する虞がある場合
- (4) 他の会員のサービスの利用を妨げる虞がある場合
- (5) その他弊社が不相当と判断した場合

第7条 退会

1 会員が退会を希望する場合は、事務局へ連絡を経て退会できるものとします。

2 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の意に反して強制的に退会処分に付し、本C-Tridentのサービスの利用をお断りすることがあります。

- (1) 第9条1項及び2項以外の方法で入会したことが明らかになった場合
 - (2) この規約及び利用施設等の利用規約等に違反した場合
 - (3) 弊社又は利用施設等に営業上の損害を与えた場合
 - (4) 第19条の各号のいずれかに該当した場合
 - (5) 他の会員のサービスの利用を妨げた場合
 - (6) 本C-Trident又は弊社の社会的信用及び品位を低下させた場合
 - (7) その他弊社が不相当と判断した場合
- 3 会員が入会・更新時に払込んだ年会費は、理由の如何によらず、返還しないものとします。
- 4 会員が退会、死亡又は失踪宣告を受けた場合、会員の資格は失われるものとします。

第8条 禁止事項

会員は次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。禁止事項に違反した場合、弊社は会員に対して、本C-Tridentのサービスの利用の全部又は一部の停止、もしくは強制的に退会処分に付することがあります。

- (1) サービス利用時及び利用施設等において、当該施設の管理者の指示等又は利用規約等に従わない場合
- (2) サービス利用時及び利用施設等において、弊社の代理人もしくは弊社が指定するサービス提供者の指示等に従わない場合
- (3) サービス利用時及び利用施設等において、他の会員又は第三者と諍いを起こすこと

- (4) 他の会員又は事業者と共同して本C-Tridentと類似のサービスを行うこと
- (5) 媒体及び態様を問わず、他の会員を不快又は困惑させる言動をとること
- (6) 媒体及び態様を問わず、他の会員のサービスの利用を困難にさせる行為を行うこと
- (7) 媒体及び態様を問わず、他の会員を事実に基づかず誹謗又は中傷すること
- (8) 媒体及び態様を問わず、利用施設等を事実に基づかず誹謗又は中傷すること
- (9) サービスの利用に際して、会員自らが配慮し、実施すべき安全上の措置を講じないこと
- (10) 弊社の営業上の秘密を探知しようとする事
- (11) その他アスリートとしての品位を欠く行為
- (12) その他弊社が不適切と判断する行為

第9条 媒体の利用

弊社は会員がインターネットを通じて発信する情報を、弊社又は本C-Tridentの広報及びサービス改良に必要な範囲において利用できるものとします。

第3章 年会費及びセッション料金

第10条 年会費及びセッション料金等

- 1 本C-Tridentは、年会費、セッション料金を変更することができます。また、その支払期間及び支払方法は弊社が定めるものとします。
- 2 年会費（初年度8,000円、更新5,000円）は、入会登録月より1年（翌年月末まで）とし、原則として返還されません。
- 3 費用は各セッション、セミナーごとにお支払い頂くこととなります。すでに納めた費用は特段の事由がない限り原則として返還されません。

第4章 サービスの利用

第11条 利用施設等の休館休業等

- 1 利用施設等の休館休業等に伴い、本C-Tridentはサービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
- 2 利用施設等の休館休業等に伴う、本C-Tridentのサービスの全部又は一部の提供の中止は、予告なく行われることがあるものとします。

第12条 サービスの利用のための身体状況の調整

- 1 会員は本C-Tridentのサービスを利用するために、自らの身体状況を整えるものとします。
- 2 弊社は会員が本C-Tridentのサービスを利用するための身体状況の調整に関して、一切関与せず、責任を負わないものとします。

第13条 個人情報の変更

会員は、適正なサービスを受けるために、弊社が指定する会員の個人情報の変動があった場合、遅滞なく弊社にその旨を届け出るものとします。

第5章 免責事項

第14条 免責事項

- 1 弊社はこの規約の改定及び本G-Tridentのサービスの変更・追加・中断・終了に伴って生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 2 弊社は会員が本G-Tridentのサービスを利用するために必要な身体状況の調整及び環境の整備を行わなかったことによって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 3 弊社は会員が本G-Tridentのサービスを利用するに際して、会員自らが行うべき安全上の配慮と措置を行わなかったことによって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 4 弊社は会員がサービス利用時及び利用施設等において、当該施設の管理者の指示等又は利用規約等に従わなかったために生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 5 弊社は会員がサービス利用時及び利用施設等において、弊社の代理人もしくは弊社が指定するサービス提供者の指示等に従わなかったために生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 6 弊社は利用施設等の休館休業等によって、会員が当該回のサービスを利用できなくなる場合において、他の回へのサービスの振替又はこれと同等のサービスを提供することにより、サービスの提供義務を果たすものとします。
- 7 弊社は本G-Tridentのサービス提供時又は利用施設等以外における会員の活動に関与しないものとし、会員の間で紛争等が生じた場合であっても、その紛争による責任を負わないものとします。
- 8 弊社はこの規約に基づき、弊社が会員に対して本G-Tridentのサービスの全部又は一部の利用を停止し、もしくは会員の意に反する退会処分を行うことによって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 9 弊社が他の事業者の本G-Tridentの事業の全部又は一部を譲渡又は売却することによって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
- 10 弊社は次の各号のいずれかに該当する場合、会員の個人情報を第三者に開示することができるものとします。ただし弊社は開示によって生じた、会員のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 弊社が一定の回答期限を設け、会員に開示の同意を求め、会員が開示に同意の回答

をした場合

(2) 官公庁から法令に基づく照会又は開示に関する命令を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産に急迫する危険があり、緊急の必要性があると弊社が判断した場合

(4) その他本C-Tridentのサービスの円滑な提供のために必要が生じた場合

(5) 弊社が他の事業者の本C-Tridentの事業の全部又は一部を譲渡又は売却するに際し、被譲渡又は被売却事業者が事業を継続するのに必要な範囲において、弊社に請求した場合

11 弊社は天災事変及びその他の不可抗力により、会員の個人情報の保全が不能になり、その結果によって生じた、いかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

12 この規約又はその他の利用規約等が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条3項の消費者契約に該当する場合には、この規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に生じた損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接蒙った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただしその損害賠償責任は、弊社に重過失がある場合に限ります。

第6章 その他

第15条 個人情報の保護

弊社は弊社の定める「プライバシーポリシー」および「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第16条 変更事項

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合、速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第17条 利用規約の取扱

1 この規約は弊社の判断により、随時改定できるものとします。

2 変更後の規約の効力は、弊社が運営する本C-Tridentのサイトにおいて、改定された規約を掲示することによって効力を生じるものとします。

3 利用者がこの規約の変更後に本C-Tridentのサービスを利用した場合は、変更後のすべての利用規約に同意したものとします。

4 この規約と利用施設等の利用規約等の内容が異なり、あるいは競合する場合、利用施設等の利用規約等の適用が優先されるものとします

第18条 利用規約等の有効性

1 この規約及び利用施設等の利用規約等の一部が法令に基づいて無効であると判断された

場合であっても、この規約及び利用施設等の利用規約等の他の条項は有効とします。

2 この規約及び利用施設等の利用規約等の一部がある会員との間で無効とされ、あるいは取り消された場合であっても、他の会員に対しては引き続きこの規約及び利用施設等の利用規約等の当該部分は有効とします。

第19条 事業主体の変更に関する通知

弊社は他の事業者の本C-Tridentの事業の全部又は一部を譲渡又は売却する場合、会員に対し、譲渡又は売却の完了する30 日前までに、その旨を通知するものとします。

第20条 改訂

本規約の改定及び変更は本C-Tridentによりなされるものとし、その効力は当該改訂及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。

第21条 附則

この規約は平成24年1月1日から実施します。

平成28年4月1日一部改訂。